人権

住民福祉課　人権同和啓発係

人権課題について学ぼう
障がい者の人権②

障がいのある人を特別な存在と考えたり、障がいのある人は我慢するのが当然と考えたりしませんか？「障がい」は、誰にでも生じる身近なことであると考えていますか？

Q．どんな取組みが行われていますか？

A．日本では、国際条約の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けて国内の制度改革を進めるため、内閣総理大臣を本部長として、障がい者制度改革推進本部を設置しています。ここでの検討を踏まえ、平成23年に「障害者基本法」を改正し、地域社会における共生を妨げられないことや社会的障壁の除去のための合理的な配慮等について規定しています。

熊本県では、平成23年に「障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、全ての県民が障がいの有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現をめざしています。

Q．わたしたちにできることは？

A．障がいのある人も、そうでない人も、同じように能力と個性を発揮し、社会の一員として、共に生きる社会をつくっていきましょう。

障がいのある人が、ありのままで受け入れられ、不利益を受けることなく生活できる社会は、誰にとっても暮らしやすい社会であるはずです。このような社会の実現のためには、障がいや障がい者のことを正しく理解し、日常的なふれあいや交流を深めていくことが大切です。

○熊本県人権情報誌「コッコロ通信」から

国民年金だより

老齢基礎年金の繰り上げ・繰り下げ支給

■　繰上げ支給

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、希望すれば65歳前に繰り上げて年金を受けることができます。請求の取り消しはできませんので十分ご検討下さい。

■　繰下げ支給

希望すれば66歳以降から繰り下げて老齢基礎年金を受けることができます。繰り下げの場合は、年金額が増額されます（70歳以降は変わりません）。

●これからの年金相談（毎月第4金曜日）

6月28日（金）　　7月26日（金）　**※事前に予約が必要です**

■お問い合わせ先　住民福祉課福祉係　℡62－1111（内線134）